

「外国為替及び外国貿易法」における北朝鮮・イラン関連規制について

当行は、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という）にもとづく経済制裁措置の確実な実施のため、外為法 17 条の規定により、お客様の海外送金が下記の北朝鮮並びにイラン関連規制の対象取引ではないこと等を確認しております。

現在、当行を利用しての外国送金等を行われるお客様におかれましては、「北朝鮮並びにイラン関連規制の対象取引ではない」という意味の“NNK,NI”(Not North Korea, Not Iran)とのご申告をいただいております。

上記のご申告を頂戴する際には、今後はより確実な法令順守のため、以下、(A),(B),(C)の各項目に該当しないことをご確認の上、ご申告(**)をお願い申し上げます。

- (A) お客様の海外送金取引の受取人及び最終的な資金の受取人が北朝鮮居住者であること
- (B) 送金先の主な株主や取締役等の実質的支配者の中に北朝鮮居住者（法人・個人）がいること
- (C) 北朝鮮を原産地または船積地域とする貨物（商品）の輸入・仲介貿易代金の支払(*)

(*) 特に、以下の 16 品目に関する代金の送金については、お客様の方で必ず上記(C) に該当しないことをご確認の上、ご申告をお願い申し上げます。なお、上記 (C) に該当しない場合でも、16 品目に係る送金の場合は、事前に原産地・船積地域等に関する資料の当行への提示をお願い申し上げます。

16 品目：「うに」「あさり」「さるとりいばらの葉」「まつたけ」「しじみ」「ずわいがに」「けがに」「赤貝」「えび」「うにの調製品」「なまこの調製品」「ひらめ」「かれい」「たこ」「はまぐり」「あわび」

(**) ご申告の際、特別支持欄に「NNK,NI」との記載をいただいておりますが、NNK とは上記(A),(B),(C)の全てに該当しないことの意味であることを改めてご留意ください。また、当行を利用して外為法に基づく許可等の取得が要求される送金を行う場合は、お客様の方で必ず必要な許可等を当局から取得し、事前に許可証等を当行にご提示いただいたうえで、海外送金サービスをご利用いただくようお願い申し上げます。

なお、「db-direct internet」に関する質問や入力方法については下記までお問い合わせください。

ドイツ銀行 東京支店
インプリメンテーション&サービス部
TEL : 03-5156-4222
電子メール : ams.tokyo@db.com

(ご参考) 北朝鮮並びにイラン関連規制

- ・「北朝鮮を原産地又は船積地域とする全ての貨物の輸入及び仲介貿易取引」を禁止する措置（平成18年10月14日実施）
- ・「北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び仲介貿易取引」を禁止する措置（平成21年6月18日実施）
- ・「北朝鮮の核関連、弾道ミサイル関連又はその他の大量破壊兵器関連の計画又は活動に貢献し得る資産の移転等の防止措置」（平成21年7月7日実施）
- ・「イランの核活動等に寄与する目的で行われる資金移転の防止措置」（平成19年2月17日実施）等

(2021年1月現在)